

さいたま市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をする場合において、あらかじめ生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くため、さいたま市廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その座長となる。

2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、委員会に諮って公開しないことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第6条 委員長は、委員会の議事について、会議録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、次の表の左欄に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所管において処理する。

一般廃棄物処理施設	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
産業廃棄物処理施設	環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。